

令和8年度周桑地区農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

周桑地域は、愛媛県西条市の西部に位置し、米麦と野菜や花きの複合経営を中心とした平地農業と、落葉果樹を基幹品目とする中山間農業が展開されており、施設園芸や畜産も盛んである。

しかし、恵まれた農業地帯でありながら、生産基盤の整備が遅れ、担い手の高齢化に伴い農業従事者の減少が顕著となっており、特に、特産品である柿の価格低迷により、樹園地を中心に耕作放棄地が増加している。こうしたことから、人と農地の問題を解決するため担い手の確保・育成とほ場整備を強力に推進していく必要がある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

周桑地域では、意欲的な認定農業者と集落営農等の担い手による水稻・麦・大豆経営を基本とし、集落営農等の組織による作付計画及び栽培の実践によって、水系別による作付けの団地化やブロックローテーション等により、効率的に高品質作物の生産を推進し、持続可能な水田農業の姿の実現を図るとともに、水田農業に加えて露地・施設野菜、花き及び果樹栽培を農業生産振興の柱として、地域の実情に即した農業経営の展開を図って行く。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

土地基盤整備の遅れた狭小なほ場が多く、農家の高齢化等による担い手不足や耕作放棄地の増加など、水田そのものを維持することが困難と予想される状況において、土地基盤整備の促進、農地の流動化、地域農業生産の組織化を図り、水田の有する高い生産性を維持・発展させ、米・麦・大豆・飼料作物等を組み合わせた高度な水田営農の確立及びブロックローテーションを促進し、更に露地・施設野菜、花き及び果樹栽培を組み合わせた複合経営により安定した水田農業経営を確立するものとする。

また、関係機関と協力して水稻を組み入れない作付体系が定着している土地の実情を把握し、農家に対して畑地化に関する支援内容の情報提供を行い、周桑地域の実情に応じた畑地化の取組を推進するとともに、水張りを行うことで畑作物の連作障害を防ぐことができることから、水稻と畑作物及び露地野菜を組み合わせたブロックローテーションの体系を確立する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

周桑地域の主食用米は「ヒノヒカリ」と「にこまる」が主流であるが、良食味で高温に強い「ひめの凜」の生産拡大にも取り組み、ブランド確立を推進するほか、近年の猛暑に対応した新たな品種の「にじのきらめき」について、面積拡大を図る。また、担い手への農地集積による栽培面積の拡大及び大型機械の導入等により生産コストの削減を図り、米の一大産地としての地位を堅持する。

(2) 備蓄米

生産コストの低減に取り組み、今後の需要拡大が期待される備蓄米の取組を促す。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

麦、大豆に続く転換作物となるよう飼料用米の生産拡大を推進し、水田機能維持のために麦や大豆と併せたブロックローテーションの確立を推進する。また、飼料用米の生産拡大にあたっては、収量増を目的として主食用品種から多収品種「媛育71号」や「ホシアオバ」等へ転換を図り、国からの産地交付金を活用しながら今後の定着化を進めていく。

イ 米粉用米

地産地消や6次産業化へのインセンティブを促進し、水田の有効活用と産地の知名度向上を図るために米粉用米の取組を促す。

ウ 新市場開拓用米

地産地消や6次産業化へのインセンティブを促進し、水田の有効活用と産地の知名度向上を図るために新市場開拓米の取組を促す。

エ WCS 用稲

従来から地域内の畜産農家と連携し取組を進めてきた結果、一定の必要数量の確保が可能となった。麦や大豆栽培に不向きな湿田において取組が行いやすいことから、今後は畜産農家への安定した数量確保のため、情報収集やマッチングを継続実施して更なる推進を行い、作付面積の維持・拡大を図る。

オ 加工用米

地産地消や6次産業化へのインセンティブを促進し、水田の有効活用と産地の知名度向上を図るために加工用米の取組を促す。

(4) 麦、大豆、飼料作物

主食用米の需要減に対応するため、担い手による麦、大豆栽培を水田フル活用の中核として位置付ける。

また、単収の向上に向けて、収量に大きく影響する湿害を回避するための排水対策の実施や、作付面積の拡大と生産性の向上のため新たな機械導入を行う。

各品目についての具体的な取組は次のとおりとする。

ア はだか麦

平成30年産より「マンネンボシ」から「ハルヒメボシ」への転換を行い、安定した品質・収量を確保することができている。そのため、さらなる品質及び反収の向上のため、後期重点施肥や排水対策を徹底し、高品質・高収量による所得向上を図るとともに、需要に応じた生産を行っていく。

イ 小麦

実需者からの作付要望に応じた小麦の作付けを推進する。

ウ 大豆

大豆生産は各生産者において単収が大きく異なっており、地域内において非常に単

収の低い生産者も存在している。また、大豆栽培には専用の収穫機の導入が必要であるが、高額であるため経営安定のためには、十分な収益をあげられる栽培技術の確立が必要となっている。こうしたことから、各関係機関と連携し、栽培技術向上のための講習会等を行い、収益の確保に向けた支援を拡充し、作付面積の維持、拡大を図る。

エ 飼料作物

高騰する飼料の安定供給のため、飼料作物については実需者の要望を情報開示し、積極的な取組について推進する。

(5) そば、なたね

そば、なたねについては、地域活動の一環としての活性化や直販所等での販売に対し支援を行う。

(6) 地力増進作物

周桑地区で取り組んでいる里芋については連作ができず、約2年から3年は同じほ場で作付けができないため、ローテーションではほ場を回していくためには、作付面積の3倍の面積確保が必要となる。そのようなほ場でレンゲを有効的に活用することで、翌年以降の単収向上に繋げる。また、ソルゴーについては、緑肥としての効果だけではなく、根が固い地盤の層を貫通することで、ほ場の排水性が向上することにより、今まで畑作物（高収益作物）が栽培できなかったほ場で栽培ができるようになることや、現在畑作物を栽培しているほ場で翌年以降の単収向上が見込めるため、支援を行う。

(7) 高収益作物

ア 露地野菜

キュウリ、里芋、玉ねぎ、ブロッコリーの露地野菜は、共選が主な出荷販売先であり市場等からの引き合いは強い。特に里芋については市場から生産量の増加要望が強く、需要が増加している。また近年青ネギの作付面積が拡大され、業務用や加工向けの販売額も増加しており、新たな産地野菜として定着しつつある。このような中で生産農家の高齢化による作付面積の減少が懸念される状況ではあるが、新規生産者の増加と作付面積の拡大を推進し、あわせて一層のブランド化を図り、産地化による安定販売と所得確保を目指す。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1674.0		1807.0		1807.0	
備蓄米						
飼料用米	36.5		70.0		70.0	
米粉用米						
新市場開拓用米						
WCS用稲	24.0		25.0		25.0	
加工用米						
麦	700.0	408.5	740.0	460.0	740.0	460.0
大豆	75.4		140.0		140.0	
飼料作物	54.0		55.0		55.0	
・子実用とうもろこし						
そば						
なたね						
地力増進作物						
高収益作物	99.8	13.6	115.0	17.0	115.0	17.0
・野菜	99.8	13.6	115.0	17.0	115.0	17.0
・花き・花木						
・果樹						
・その他の高収益作物						
その他						
畑地化						

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目 標		
				前年度（実績）	目 標 値
1-1 1-2	はだか麦、小麦、大麦（基幹作及び二毛作）	麦担い手助成（基幹作及び二毛作）	作付面積	（ 7 年度） 700.0ha	（ 8 年度） 740.0ha
2	はだか麦、小麦、大麦（二毛作）	二毛作麦助成（二毛作）	作付面積	（ 7 年度） 408.5ha	（ 8 年度） 460.0ha
3-1 3-2	キュウリ・里芋・玉ねぎ・ブロッコリー・青ネギ（5品目）【露地】（基幹作及び二毛作）	地域振興作物助成（基幹作及び二毛作）	作付面積	（ 7 年度） 99.8ha	（ 8 年度） 115.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要
都道府県名:愛媛県
協議会名:周桑地区農業再生協議会

整理 番号	使途 ※1	作 期 等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1-1 1-2	麦担い手助成(基幹作及び二毛作)	1 2	25,000～5,000	はだか麦、小麦、大麦	担い手が作付けを行う場合に収量及び担い手基準に応じ て支援(農業共済もしくは収入保険に加入していること)
2	二毛作麦助成(二毛作)	2	12,000	はだか麦、小麦、大麦	担い手が作付けを行う場合に支援(農業共済もしくは収入 保険に加入していること)
3-1 3-2	地域振興作物助成 (基幹作及び二毛作)	1 2	10,000～7,000	キュウリ・里芋・玉ねぎ・ブロッコリー・青ネ ギ(5品目)【露地】	担い手が作付けを行う場合に支援(各品目ごとに10aに満た ないものは、交付対象外)

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してくだ
さい。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。
※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。
※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。
※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。